試験規定(細則)

(再 試 験)

(総則)

第1条 学生規定第3節に定める試験等の実施は、 すべてこの規定によるものとする。

(試験の種類)

第2条 前条に定める試験は定期試験、臨時試験とする。

(定期試験)

- 第3条 1. 学期末に定期的に行う試験を定期試験 という。
 - 2. 定期試験は、授業を行った全科目について、学期ごとに行う。

(臨時試験)

第4条 授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

(追 試 験)

- 第5条 1. 病気その他やむを得ない理由で所定の 日に定期試験を受けることができな かった者には、追試験を行うことがあ る。
 - 2. 追試験を受ける者は、定期試験を受けることができなかったことを証明するにたる医師の診断書、その他詳細な理由書を教務部に提出し、追試験を受ける。
 - 3. 追試験の評価は、第11条に定めるB 評価を超えない。

第6条 1. 定期試験の評価が不合格の科目については、再試験を行うことがある。

2. 再試験の評価は、第11条に定めるB 評価を超えない。

(補 習)

- 第7条 1. 各科目の出席率が66. 7%未満の者 に試験前または試験終了後に補習を行 うこともある。
 - 2. 当該科目の評価は、第11条に定める。

(追試験並びに補習の受験または受講)

第8条 追試験・再試験並びに補習を受ける者は、 所定の申込書に各科目名を記入し、別に 定める補講料を納入すること。

◆補講料:1コマ 300円

◆補講に掛かる材料等の費用は、自己 負担。(必要な材料を各自で準備する こと)

(試験の受験資格)

- 第9条 1. 次のいずれかに該当する者は、定期試験の受験資格を失う場合がある。
 - a 総出席日数が3分の2に満たない者。
 - b 平常授業内での課題未提出数が著し く多い者。
 - c 授業料その他学費の未納者。
 - 2. 前項に該当する者の中で、教務部が認める正当な理由がなく、成業の見込みがない者については、退学または除籍処分する場合がある。

(試験の方法)

第10条 試験は筆記試験、口頭試験または実技試験で行うが、科目によっては、レポートまたは、課題の提出によって試験に代えることがある。

(成績評価)

- 第11条 1. 各科目について出席率、授業態度、 臨時及び定期試験の成績、レポート 並びに課題の成績を総合的に勘案し、 次項に定める4段階評価とする。
 - A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

A…100~80点 B… 79~70点 合格 C… 69~60点 D… 59~ 0点 — 不合格

(卒業・進級判定基準)

第12条 卒業・進級の判定基準は別に定める。

(試験に関する注意事項)

- 第13条 試験については次のことを守らねばなら ない。
 - 1. 試験場では、学生証を携帯し監督者の 点検を受けなければならない。
 - 2. 試験場では、静粛にし、喫煙談話等は一切許さない。
 - 3. 試験場では、一切の物品の貸借を許さない。用具その他はすべて各自のものを使用しなければならない。
 - 4. 全ての定期試験においては試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこと。

- 5. 事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は本校所定の欠席届に必要な事項を記入し、事由を証明する書類(診断書・事故証明、就職活動に費やしたための証明書等)を添付して、すみやかに教務部に提出しなければならない。
- 6. その他必要事項についてはその都度、 掲示によって指示する。